

赤ちゃんを望むご夫婦に

不妊治療費の一部を助成します

市は、生まれる前から切れ目のない子育て支援の一環として、赤ちゃんを望むご夫婦に、経済的な負担の大きい一般不妊治療(医療保険適用外の人工授精)と特定不妊治療(体外受精、顕微授精)にかかる平成25年4月1日以降の治療費の一部を助成します。

市で助成する治療

一般不妊治療

医療保険適用外の人工授精

特定不妊治療

(北海道特定不妊治療費助成事業の対象となる治療)

体外受精・顕微授精

特定不妊治療は、北海道からの助成後、市からも助成します

北海道でも
助成する治療

❖ 対象者 ❖

- 不妊治療を受けている夫婦で、次のすべてに該当する方
- ▶夫婦のいずれかが、岩見沢市に住民登録をしている
- ▶法律上の婚姻をしている
- ▶夫婦のいずれも、市税および国保料に滞納がない
- ▶夫婦の年間所得額の合算が、730万円未満
- ▶他の市町村で同一の治療に関して、給付を受けていない

特定不妊治療の助成を希望する場合は、先に北海道特定不妊治療費助成の決定を受けてください

● 助成内容

【一般不妊治療】

助成金額 自己負担額の2分の1とし、1年間で5万円を上限

助成期間・回数 通算2年間

【特定不妊治療】

助成金額 北海道からの助成金を控除後の自己負担額を対象に、1回の治療につき15万円を上限

助成期間・回数 申請初年度目は年3回、2年度目以降は年2回で、通算5年間(ただし10回を上限とする)

● 申請方法

岩見沢保健センターにある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

申請書は市ホームページからも入手できます。

対象となる医療機関や申請に必要な書類、申請時期など、詳しくはお問い合わせください。



北海道特定不妊治療費助成事業の詳細と申請は、
岩見沢保健所(8西5 ☎20局0116)へ

申請・問合せ 岩見沢保健センター(10西3) ☎25局5540